

証券コード 603A

2026年9月2日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門二丁目4番7号
株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ
代表取締役社長 秋 田 智 一

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記のとおり第23期定時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://igrid.co.jp>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アイ・グリッド・ソリューションズ」又は「コード」に当社証券コード「603A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年9月24日（木曜日）午後1時
(開催時刻が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください)
2. 場 所 東京都港区虎ノ門二丁目4番7号 T-LITE
ビジョンセンター東京虎ノ門 5階 501C
3. 目的事項
報告事項 第23期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）事業報告
及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役8名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

各議案の概要は、後記「株主総会参考書類」（48頁）に記載のとおりであります。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら**本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙**をご持参の上、会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事業報告

(2025年7月1日から)
(2026年6月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善に加え、インバウンド需要の回復などを背景に、緩やかな回復基調が続きました。一方で、ウクライナ及び中東における情勢悪化の長期化や、資材・エネルギー価格の高騰を含む世界的な物価上昇・金利変動、関税をはじめとする米国政策動向の不確実性などにより、依然として国内景気の先行きは不透明な状態が続いております。

当社事業環境は、第7次エネルギー基本計画が閣議決定され、2040年度の総発電電力量に占める再生可能エネルギー比率を40～50%程度まで高める目標が設定されるなど、改めて再生可能エネルギー、脱炭素社会の動向に注目が集まっております。気候変動問題に対する活動は、引き続き、上場企業全体及びそれらのサプライチェーンに関わる非上場の中堅・中小企業にも最重要課題として広がってきています。

電力業界に関する状況は、グリーン・トランスフォーメーション（GX）推進が加速する中で依然として変化の只中にあります。日本卸電力取引所（以下、「JEPX」といいます。）の価格は、中東情勢の影響を受け当第4四半期では上昇傾向となっておりますが、通年では当事業年度の平均価格は12.25円/kWh（前事業年度の平均価格は12.26円/kWh）と前事業年度と同等の水準となっております。

このような状況の下、当社は前事業年度に引き続きGXソリューション事業の成長を推進してまいりました。当社の主要サービス（オンサイトソーラーを保有する「PPAサービス」、アライアンスパートナーと提携してオンサイトソーラーの拡大を推進する「アライアンスソリューション」、太陽光や蓄電池等を組み合わせたGHG（温室効果ガス：Greenhouse gas）排出量ゼロに貢献する次世代型店舗/倉庫（GX Store/GX Logistics）を構築する「インテグレーションサービス」）を通じて稼働した太陽光発電施設が、2026年6月末で累計1,549施設に達し、発電容量にして421MWとなりました。さらに、各サービスの契約獲得件数も順調に伸びております。また、

エナジートレーディング事業においては、電力販売量は概ね想定通りで推移しており、JEPX価格が一定の水準で推移する中、細やかな需給管理やGXソリューション事業からの安定価格での余剰電力調達も相まって、費用は抑制できております。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高25,699,624千円（前期比12.0%増）、営業利益3,581,651千円（前期比14.1%増）、経常利益2,867,614千円（前期比20.0%増）、当期純利益1,940,242千円（前期比21.6%増）となりました。

セグメント別の状況は、次のとおりであります。

（GXソリューション事業）

GXソリューション事業においては、当事業年度に「PPAサービス」及び「アライアンスソリューション」が新たに容量ベースで87MW稼働、「インテグレーションサービス」23施設が新規稼働するなど順調に推移しております。

この結果、当事業年度のセグメント売上高は13,468,928千円（前期比54.5%増）、セグメント利益は2,843,104千円（前期比51.0%増）となりました。

（エナジートレーディング事業）

エナジートレーディング事業においては、調整項による市場価格変動リスクのコントロールに加え、市場価格の変動に対して柔軟な対応を行った結果、売上原価を抑制することができました。

この結果、当事業年度のセグメント売上高は12,230,696千円（前期比14.0%減）、セグメント利益は2,024,956千円（前期比11.6%減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は3,163,930千円で、その主な内容は太陽光発電設備の増設2,698,293千円です。

③ 資金調達の状況

当事業年度におきましては、運転資金、太陽光発電設備の建設を中心とした設備資金などの所要資金のため、金融機関からの長期借入により1,538,000千円を調達いたしました。

なお、当社では、運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社三菱UFJ銀行等の取引先金融機関とのコミットメントライン契約等を締結しており、これらの契約に係る当事業年度末での借入枠の総額は4,100,000千円、同時点での残高は400,000千円であります。

また、GXソリューション事業における設備投資資金の調達のため、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社りそな銀行とのタームローン契約、株式会社東日本銀行との限度貸付契約等を締結しております。これらの契約に係る当事業年度末での借入枠の総額は3,000,000千円、同時点での残高は1,024,000千円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前 3 事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (2023年 6 月期)	第 21 期 (2024年 6 月期)	第 22 期 (2025年 6 月期)	第 23 期 (2026年 6 月期) 当事業年度
売 上 高(千円)	21,446,376	19,256,537	22,939,003	25,699,624
経 常 利 益(千円)	1,202,797	1,144,176	2,389,312	2,867,614
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	1,554,593	△2,631,957	1,595,584	1,940,242
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	61.78	△83.61	49.80	60.42
総 資 産(千円)	11,292,316	36,320,334	41,674,007	44,294,103
純 資 産(千円)	4,617,810	4,986,527	6,591,846	8,532,088
1株当たり純資産(円)	1.26	△81.30	205.29	265.71

- (注) 1. 2025年1月6日付で全てのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株式及びB種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付いたしました。また、取得した当該種類株式の全てを2025年1月6日付で消却しております。
2. 2025年1月10日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産の算定については、当該株式分割が第20期の期首に行われたと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社事業を取り巻く状況については、国内では2025年に第7次エネルギー基本計画が閣議決定され、2040年度の総発電電力量に占める再生可能エネルギー（以下、「再エネ」といいます。）比率を40～50％程度とする見通しが示されたほか、2026年度には改正省エネ法に基づく屋根設置太陽光発電の導入目標の策定や、排出量取引制度の本格稼働が始まるなど、引き続き再エネ、脱炭素社会の動向に注目が集まっております。加えて、地政学リスクや化石燃料の安定供給への不安を背景に、エネルギー安全保障の観点からもその重要性は一層高まっており、「グリーンエネルギーがめぐる世界の実現」をビジョンに掲げる当社にとって事業機会の拡大につながる環境にあるものと認識しております。一方で、競合他社の太陽光PPAモデルへの参入など、脱炭素ソリューションをめぐる競争環境も一層激しさを増しております。また、ウクライナ及び中東における情勢悪化の長期化や、資材・エネルギー価格の高騰を含む世界的な物価上昇・金利変動などにより、国内景気の先行きは不透明な状況が続いており、当社事業の下振れリスクにも引き続き注視してまいります。

このような状況の下、当社は2026年7月29日に東京証券取引所グロース市場へ上場いたしました。上場企業として改めて内部統制の強化及び適時適切な情報開示を通じて、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図ってまいります。

事業面では「企業・地域の再エネ自給率の最大化を実現する統合型GX企業」を目指し、GXソリューション事業においては、当社が先行して取り組み国内最大シェアを有するPPAサービスの拡大に伴う安定したストック収益の増大に加えて、自社の資産保有を伴わずにフロー収益を得るアライアンスソリューション及びインテグレーションサービスを一層拡大し、ストックの安定性とフローの成長性を両立した形で、売上高及び収益性の拡大を追求してまいります。そのために、生産性の向上を伴う開発キャパシティの拡充に取り組んでまいります。また、財務体質の強化により安定的な資金調達と一層の資金調達手段の多角化も重要な課題として取り組んでまいります。

エナジートレーディング事業においては、「循環型電力」の提供やGXプラットフォーム「R.E.A.L. New Energy Platform®」の活用を通じて、GXソリューション事業から生じる余剰電力を、当社及び顧客内で循環させることにより、両事業のシナジーを一層高めてまいります。また、再エネ由来の電力を安定価格で提供することで、顧客の脱炭素化やエネルギー調達の高度化を支援し、更なる事業成長につなげてまいります。加えて、電源調達単価の変動

を適切に販売単価に転嫁するとともに、細やかな需給管理を行うことにより、収益性の向上を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年6月30日現在）

当社の事業セグメントは、「GXソリューション事業」及び「エナジートレーディング事業」の2つからなり、各事業の内容は以下のとおりであります。

① GXソリューション事業

FIT制度（固定価格買取制度）等の補助金制度を前提としない法人顧客向けの中小型のオンサイトソーラーソリューションを中核的なプロダクトとしております。これは主に商業施設等を対象として、屋根上や駐車場などに太陽光発電設備（以下、「オンサイトソーラー」といいます。）を設置するものです。オンサイトソーラーの所有権の帰属主体は、当社またはアライアンスパートナーとなり、ソリューションの種類により様々な形態がありますが、設置施設のオーナー又はテナント（以下、「顧客」といいます。）とオンサイトソーラー所有者との間でPPA（Power Purchase Agreement、電力購入契約）を締結し、これに基づき顧客は発電された電気のうち、自らの消費分を買電します。また、設置施設における、より効率的な再エネの活用を実現するために、オンサイトソーラーに蓄電池やEV充電器を組み合わせることも行っており、これらを通じて再エネの創出及び効率的な活用を実現することがGXソリューション事業の内容であります。

② エナジートレーディング事業

「特別高圧」「高圧」「低圧」の全ての電圧区分で、「法人」及び「家庭」と幅広い需要家に対して電力小売りを行っております。従来型の電力の調達及び販売に加え、オンサイトソーラーから生み出された再エネの一部を実質CO2排出ゼロ（再エネ由来の環境価値を組み合わせることで、再エネ比率100%かつCO2排出量ゼロの電気の供給を実質的に実現するもの）の電力プランとして供給するなど、環境にやさしいエネルギーの供給に注力しております。加えて、2025年7月より、GXソリューション事業で生み出した太陽光電力を活用した法人向けプラン「循環型電力」（屋根上・駐車場などに設置した太陽光発電設備から自家消費分を超えて生み出された余剰電力を集約し、地域内の他施設等に供給する電力シェアリングサービ

ス) も開始いたしました。家庭向けには、2026年2月より、余剰電力を活用した土日昼間0円の新プラン「スマ電ウィークエンドゼロ」の提供も開始しております。

(6) 主要な営業所 (2026年6月30日現在)

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区虎ノ門二丁目4番7号
関 西 支 社	大阪府大阪市北区曽根崎新地一丁目13番地22号
中 部 支 社	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
九 州 支 社	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目4番25号

- (注) 1. 関西支社は2025年12月1日に同一市内で移転いたしました。
2. 関西支社は2026年7月1日に同所より大阪市中心区安土町三丁目5番13号に移転しております。
3. 中部支社は2025年10月2日に同一市内で移転いたしました。

(7) 使用人の状況 (2026年6月30日現在)

① セグメント別の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減数
GXソリューション事業	102名	15名増
エナジートレーディング事業	11名	3名減
全社(共通)	40名	10名増
合計	153名	22名増

(注) 使用人は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト)は、使用人数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
153名	22名増	40歳4ヵ月	4年2ヵ月

(注) 使用人増加の主な要因は事業拡大による採用人員増加によるものであります。

(8) 主要な借入先 (2026年6月30日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社みずほ銀行	14,695,833
株式会社三菱UFJ銀行	2,420,025
株式会社商工組合中央金庫	416,400
日本生命保険相互会社	350,000
株式会社東日本銀行	256,940

(注) 上記の額には、シンジケートローン契約による以下の借入金を含みます。

株式会社みずほ銀行 14,595,833千円

株式会社三菱UFJ銀行 200,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年6月30日現在）

(1) 株式の状況

- | | | |
|--------------|------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 普通株式 | 93,285,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 普通株式 | 32,110,000株 |
| ③ 株主数 | 普通株式 | 65名 |
| ④ 大株主（上位10名） | | |

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	7,940,000	24.73
THE FUND投資事業有限責任組合	4,775,000	14.87
ES&Gパートナーズ投資事業有限責任組合	2,900,000	9.03
関 西 電 力 株 式 会 社	2,600,000	8.10
株式会社シグマクシス・ホールディングス	1,750,000	5.45
芙蓉総合リース株式会社	1,500,000	4.67
J A 三 井 リ ー ス 株 式 会 社	1,355,000	4.22
東 急 不 動 産 株 式 会 社	1,075,000	3.35
片 山 晃	750,000	2.34
山 口 貴 弘	750,000	2.34

(注) 自己株式は保有しておりません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(3) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2026年6月30日現在）

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第6回新株予約権	第8回新株予約権
発 行 決 議 の 日	2019年10月25日	2023年11月13日
新 株 予 約 権 の 数	35,500個	110個
保有人数 当社取締役 (社外取締役を除く) 当社社外取締役 (社外役員に限る) 当社監査役	2名 — —	4名 — —
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 1,775,000株	当社普通株式 550,000株
新株予約権の発行価額	1個あたり 1.5円	—
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株あたり 60円	1株あたり 400円
新株予約権の行使期間	2020年10月1日から 2029年10月30日まで	2025年11月14日から 2033年10月13日まで

(注) 1. 第6回新株予約権行使の条件は下記のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、2020年6月期から2024年6月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書に記載された営業利益が、3.3億円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合には、相続人が本新株予約権を承継できるものとする。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる時は、当該本新株予約権を行使することはできない。

(5) 各本新株予約権 1 個未満の行使をすることはできない。

2. 第 8 回新株予約権行使の条件は下記のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第 8 条で定義される「関係会社」を意味する。以下同じ。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社が認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社が認めた場合は、この限りではない。

(3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4) 本新株予約権の行使は、契約書が定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が認めた場合は、この限りではない。

(5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

3. 第 8 回新株予約権のうち、取締役 1 名が保有している新株予約権は取締役就任前に付与されたものであります。

4. 2024年12月11日開催の臨時取締役会決議により、2025年 1 月10日付で普通株式 1 株につき5,000株の割合で株式分割をしたことにより、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

当社の取締役会長である本多聡介は、当社の現在及び将来の役職員等に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与や優秀な人材のリテンションを目的として、2019年10月25日臨時株主総会決議に基づき、2019年10月29日付で税理士西川正起氏を受託者として、時価発行新株予約権信託®（以下、「原信託」という。）を設定しました。原信託に対して、当社は会社法に基づき2019年10月31日に第7回新株予約権（2019年10月25日臨時株主総会決議及び2019年10月15日取締役会決議）を発行しております。その後、2023年12月25日付でコタエル信託株式会社を受託者として、新たに時価発行新株予約権信託®（以下、「本信託（第7回新株予約権）」という。）の設定を行い、第7回新株予約権を本信託（第7回新株予約権）に移管しております。

名 称	第 7 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 の 日	2019年10月25日
付 与 対 象 者	コタエル信託株式会社
新 株 予 約 権 の 数	22,900個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 1,145,000株
新 株 予 約 権 の 発 行 価 額	1 個あたり 1.5円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株あたり 60円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2020年10月1日から 2029年10月30日まで

（注） 1. 2024年12月11日開催の臨時取締役会決議により、2025年1月10日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割をしたことにより、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年6月30日現在）

地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	秋 田 智 一	—
取 締 役 会 長	本 多 聰 介	公益財団法人三千年の未来会議評議員
取 締 役	加田木 太 朗	執行役員（事業戦略、マーケティング管掌）
取 締 役	川 野 裕 介	執行役員（経営企画、情報システム管掌）
社 外 取 締 役	有 村 俊 秀	早稲田大学政治経済学術院教授 早稲田大学環境経済・経営研究所所長 パリ政治学院客員研究員 独立行政法人経済産業研究所ファカルティフェロー
社 外 取 締 役	村 上 洋 一	株式会社IBeeT代表取締役社長兼CEO
社 外 取 締 役	井 上 北 斗	株式会社SHV代表取締役 株式会社W TOKYO社外取締役 株式会社ブロードエンタープライズ社外取締役
社 外 取 締 役	岩 崎 真 人	株式会社Rock & Company代表取締役 株式会社IGPIグループシニア・エグゼクティブ・フェロー オリンパス株式会社社外取締役
常勤社外監査役	石 井 雅 之	—
社 外 監 査 役	大 鹿 博 文	イーウエストコンサルティング株式会社 代表取締役 大鹿博文税理士事務所代表
社 外 監 査 役	野 原 健太郎	ファイナンシャルズ株式会社代表取締役 フィールドキャピタル株式会社代表取締役
社 外 監 査 役	鈴 木 亮 子	リバー株式会社執行役員

- （注） 1. 取締役有村俊秀氏、村上洋一氏、井上北斗氏及び岩崎真人氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役石井雅之氏、大鹿博文氏、野原健太郎氏及び鈴木亮子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役石井雅之氏は、長年にわたる経理、財務、総務部門での経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役大鹿博文氏は、税理士の資格を有しており、金融機関における長年の経験もあることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役野原健太郎氏は、経営財務コンサルティング会社の経営者としての幅広

い経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 監査役鈴木亮子氏は、弁護士の資格を有しており、上場企業管理部門管掌執行役員としての経験もあることから、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、社外取締役の有村俊秀氏、井上北斗氏、岩崎真人氏及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役とは会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ており、2025年9月29日開催の第22期定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額を年額400,000千円以内（うち社外取締役分は年額40,000千円以内）、2006年4月24日開催の第2期定時株主総会決議において、監査役の報酬限度額を年額50,000千円以内と決議しております。第22期定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役4名）、第2期定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。各役員の額については、役位、各取締役の職務内容、職務量等を踏まえて決定するものとしております。

なお、当社は、報酬の決定に係る透明性・客観性を確保するため、社外取締役及び取締役会の決議によって選任された者3名以上を構成員とする指名・報酬委員会を設置しております。取締役が受ける個人別の報酬等の内容については、代表取締役及び管理部門（事務局）が作成した原案を同委員会において審議し、その審議結果を取締役に答申しております。取締役会は、当該答申の内容を踏まえ、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、個人別の報酬等の決定を代表取締役に委任する決議を行っており、代表取締役は、指名・報酬委員会の審議内容及び取締役会の委任内容に基づき、各取締役の個人別の報酬等を決定しております。なお、取締役報酬の原案は、役位、職責及び経済情勢等に応じて定めた報酬テーブルに基づいた基本報酬部分と、前事業年度の経営指標の達成度に応じて算出した業績連動報酬部分を合計して作成しており、当該原案について指名・報酬委員会にて審議を行っております。

基本報酬と業績連動報酬の割合は各取締役の職責及び管掌範囲に応じて指名・報酬委員会での協議を経て決定しております。最近事業年度の業績連動報酬は、「経常利益」及び「EBITDA」の達成度に応じた係数を乗じて支給額を算定しております。業績指標を選定した理由は、「経常利益」及び「EBITDA」は企業価値及び株式価値算出への影響が大きい当社の重要経営指標であり、企業価値及び株式価値向上に対する貢献意欲を引き出すため、適切な指標であると判断したためです。

なお、非常勤取締役の報酬は、基本報酬のみとしております。

監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議において決定しております。

最近事業年度では、2025年9月8日開催の指名・報酬委員会において前述の方針にのっとり算出された取締役の個別報酬額について審議を行っております。その後、2025年9月29日開催の臨時取締役会にて、同取締役会から委任を受けた代表取締役社長秋田智一が、指名・報酬委員会からの提案内容を尊重して決定しております。なお、代表取締役に委任している理由は、当社各取締役の評価を行うには代表取締役が最も適任であると判断したためであります。代表取締役に委任しておりますが、指名・報酬委員会の審議に基づき報酬を決定するという当社の報酬決定方針と整合していると判断しております。

また、上記の報酬額その他、取締役に対してストック・オプションを付与しており、当該取締役の果たす役職、役割及び貢献度を勘案して付与数を決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	支給人員 (名)	報酬等の種類別の額（千円）				支 給 額 (千円)
		基 本 報 酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭的報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	8 (4)	135,758 (16,500)	49,820 (－)	－	－	185,578 (16,500)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (4)	17,548 (17,548)	－	－	－	17,548 (17,548)
合 計 (うち社外役員)	12 (8)	153,306 (34,048)	49,820 (－)	－	－	203,126 (34,048)

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先である法人等と当社との関係

地 位 及 び 氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
社 外 取 締 役 有 村 俊 秀	早稲田大学政治経済学術院教授 早稲田大学環境経済経営研究所所長 パリ政治学院客員研究員	特別の関係はありません。
社 外 取 締 役 村 上 洋 一	株式会社IBeeT代表取締役社長兼CEO	当社は同社と商品の販売等の取引関係があります。
社 外 取 締 役 井 上 北 斗	株式会社SHV代表取締役 株式会社ブロードエンタープライズ 社外取締役 株式会社W TOKYO社外取締役	特別の関係はありません。
社 外 取 締 役 岩 崎 真 人	株式会社Rock & Company代表取締役 株式会社IGPIグループシニア・ エグゼクティブ・フェロー オリンパス株式会社社外取締役	特別の関係はありません。
社 外 監 査 役 大 鹿 博 文	イーウエストコンサルティング株式 会社代表取締役 大鹿博文税理士事務所代表	特別の関係はありません。
社 外 監 査 役 野 原 健 太 郎	ファイナンシャルズ株式会社 代表取締役 フィールドキャピタル株式会社 代表取締役	各社と当社において代理店契約を締結しております。
社 外 監 査 役 鈴 木 亮 子	リバー株式会社執行役員	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位 及 び 氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役・監査役に期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役 有 村 俊 秀	当事業年度開催の取締役会19回すべてに出席し、環境経済に関する専門的見地から議案、審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社 外 取 締 役 村 上 洋 一	当事業年度開催の取締役会19回すべてに出席し、再生可能エネルギー分野に関する高い見識に基づき必要な発言を適宜行っております。
社 外 取 締 役 井 上 北 斗	当事業年度開催の取締役会19回すべてに出席し、投資家としての専門的見地から、企業経営全般に対し、必要な発言を適宜行っております。
社 外 取 締 役 岩 崎 真 人	当事業年度開催の取締役会19回のうち18回に出席し、企業経営における豊富な知見に基づき、企業経営全般に対して必要な発言を適宜行っております。
常 勤 社 外 監 査 役 石 井 雅 之	当事業年度開催の取締役会19回及び監査役会13回すべてに出席し、経理、財務及び総務分野での豊富な経験に基づき必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役 大 鹿 博 文	当事業年度開催の取締役会19回及び監査役会13回すべてに出席し、経理・財務分野での豊富な経験と税理士としての専門的見地から議案、審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役 野 原 健 太 郎	当事業年度開催の取締役会19回及び監査役会13回すべてに出席し、経営コンサルタントとしての観点から議案、審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役 鈴 木 亮 子	当事業年度開催の取締役会19回及び監査役会13回すべてに出席し、弁護士としての専門的な観点及び上場企業管理部門管掌執行役員としての豊富な経験に基づき、議案、審議等につき必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	49,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び運用状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令及び取締役会規程等の社内規程に基づき、会社の重要な業務執行の決定、代表取締役社長の選定及び解職を行うほか、取締役の職務の執行を監督する。

また、組織の構成と各組織の所掌業務及び権限を定める組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程を策定し、各職位の責任・権限や業務を明確にし、権限の範囲内で迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行う。

(2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人のコンプライアンス体制の整備及び維持を図り、企業倫理・法令遵守の姿勢を明確にするため、代表取締役社長直轄のリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理、コンプライアンス等に関わる基本方針の審議並びに管理統括をする。

「リスク・コンプライアンス管理規程」を制定し、取締役及び使用人が法令・定款及び当社の基本方針を遵守した行動をとるための経営理念、行動規範等を定め、代表取締役社長が繰り返しその精神を取締役及び使用人に伝えることにより、倫理をもって行動し、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底させる。

内部監査担当は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、定期的に代表取締役社長及び監査役に報告される。

法令・定款上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供・相談を行う手段としてホットラインを設置するとともに当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報制度運用規程」を制定し、運用する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、原則として、部課員から所属長へ行う報告から日々の問題点やクレーム等の対応を確認し、管掌執行役員がリスクにつながる重要な事項を発見した場合、速やかに取締役及び監査役へ共有し、経営会議でその内容を報告することで、事前防止を図る。また、「リスク・コンプライアンス管理規

程」等の社内規程に基づき、リスク管理を推進するために組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応を管理部が担当し、情報セキュリティポリシーを定め、規程類とともに、取締役及び使用人全員に提示し周知徹底を図る。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び取締役会規程の定めに従い取締役会を毎月1回開催し、取締役の執行に係る取締役会の議事録を作成し、文書管理規程に基づき、適切に保管・管理する。各部署の業務遂行に伴い、職務権限表に従い決裁される案件は、稟議書によって決裁し、適切に保管・管理する。また、情報セキュリティ管理規程に従い、情報の適切な保管・管理を徹底し、情報の漏えいや不適切な利用を防止する。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、現在子会社を有していないが、将来子会社を設立又は取得した場合の子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による管理を行う。子会社は、業務執行については職務権限表等の規程によって、それぞれの権限を定めて職務の効率化を図る。当社内部監査担当は、「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を実施する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から、監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、会社の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受ける。

取締役及び使用人は、会社に重要な損失を与える事項が発生し、又は発生する虞があるとき、取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見した

とき、その他監査役に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に遅滞なく報告する。

(9) 監査役への報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び当社子会社は、監査役への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払、支出した費用の償還又は負担した債務の弁済を請求した場合には、当社が、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社の財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。また、法令等に定める情報の開示について適切な開示のための体制を整備する。

(12) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、全社的な反社会的勢力排除の基本方針及び反社会的勢力への対応を定めており、事業活動を行う際は法令や規範を遵守し、社会秩序や健全な事業活動を阻害する個人、団体とは関わりを持たないことを基本的な考え方とする。この基本的な考え方に基づき、組織としての対応を心掛けるとともに、顧問弁護士等との連携を密にし、反社会的勢力に関する情報共有を行い、関係を遮断排除する。

(13) その他監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査担当と内部監査計画について協議するとともに、内部監査結果や指摘事項等について意見交換を行い、常に連携を密にする。また、代表取締役社長との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効

果的な監査業務の遂行を図る。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は2026年6月30日時点では、当該「基本方針」及び「買収への対応方針」につきましては、特に定めておりません。一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元については、重要な経営課題の一つとして位置付けております。一方で、当社は現在、成長拡大の過程にあると認識しており、財務体質強化のため内部留保を行い、事業投資を通じて更なる成長に努めることが株主価値の最大化に資すると考えております。この観点から、当社は創業以来配当を実施しておらず、当面も引き続き配当は行わないことを基本方針といたします。将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討いたしますが、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	12,681,249	流 動 負 債	7,562,570
現金及び預金	7,298,788	買掛金	1,228,722
売掛金及び契約資産	4,698,840	短期借入金	400,000
棚卸資産	313,637	1年内返済予定の長期借入金	1,792,619
前渡金	135,405	リース債務	521,518
前払費用	139,515	未払金	2,321,938
その他	97,932	未払費用	144,209
貸倒引当金	△2,869	未払法人税等	554,930
固 定 資 産	31,612,854	預り金	34,193
有 形 固 定 資 産	29,941,170	契約負債	102,155
建物	107,299	賞与引当金	70,602
構築物	927	その他	391,681
機械及び装置	21,288,850	固 定 負 債	28,199,444
車両運搬具	1,239	長期借入金	16,570,965
工具、器具及び備品	117,518	リース債務	7,252,637
リース資産	8,263,805	資産除去債務	4,240,438
建設仮勘定	161,529	繰延税金負債	103,629
無 形 固 定 資 産	1,300,660	その他	31,771
のれん	266,133	負 債 合 計	35,762,015
ソフトウェア	971,342	純 資 産 の 部	
商標権	3,941	株 主 資 本	8,531,994
その他	59,242	資 本 金	103,751
投資その他の資産	371,023	資 本 剰 余 金	4,892,415
投資有価証券	14,990	資本準備金	3,988,401
出資金	50,551	その他資本剰余金	904,013
破産更生債権等	141	利 益 剰 余 金	3,535,827
長期前払費用	92,815	その他利益剰余金	3,535,827
その他	212,666	繰越利益剰余金	3,535,827
貸倒引当金	△141	新 株 予 約 権	94
資 産 合 計	44,294,103	純 資 産 合 計	8,532,088
		負債及び純資産合計	44,294,103

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2025年7月1日)
(至 2026年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	25,699,624
売上原価	18,652,783
売上総利益	7,046,841
販売費及び一般管理費	3,465,189
営業利益	3,581,651
営業外収益	
受取利息	14,435
受取補償金	16,679
受取保険金	37,980
その他の	3,328
営業外費用	
支払利息	671,089
支払手数料	47,169
その他の	68,201
経常利益	2,867,614
特別利益	
補助金収入	130,525
特別損失	
固定資産除却損	17,451
固定資産圧縮損	130,525
減損損失	5,334
税引前当期純利益	2,844,828
法人税、住民税及び事業税	833,262
法人税等調整額	71,323
当期純利益	1,940,242

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2025年7月1日)
(至 2026年6月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
当 期 首 残 高	103,751	3,988,401	904,013	4,892,415	1,595,584	1,595,584	6,591,751
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益					1,940,242	1,940,242	1,940,242
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	1,940,242	1,940,242	1,940,242
当 期 末 残 高	103,751	3,988,401	904,013	4,892,415	3,535,827	3,535,827	8,531,994

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	94	6,591,846
当 期 変 動 額		
当 期 純 利 益		1,940,242
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	1,940,242
当 期 末 残 高	94	8,532,088

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

① 有価証券の評価基準及び評価方法

市場価格のない株式等

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法としております。

商品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく
簿価切り下げの方法により算定）

仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具は定額法、工具、器具及び備品は定率法を採用しております。

建物	3~15年
----	-------

構築物 20年

機械及び装置 3～20年

車兩運搬具	6 年
-------	-----

工具、器具及び備品 3～20年

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるために、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

確定給付型の制度として複数事業主制度としての企業年金基金（はぐくみ企業年金基金）に加入しております。当該企業年金基金は、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

① GXソリューション事業に係る収益

GXソリューション事業に係る収益の主なものは、「PPAサービス」、「インテグレーションサービス」及び「アライアンスソリューション」のうち当社が開発したオンサイトソーラーを譲渡するものであります。

「PPAサービス」に係る収益は、PPA型オンサイト太陽光発電ソリューション「R. E. A. L. Solar Power」の設置及び当該発電設備から発電された再生可能エネルギーの売電による収益であり、設備の所有権が当社に帰属するオンサイトソーラーから発電された電気を顧客との契約期間にわたり継続的に供給し、当該電気を供給した時点で、当該電力に対する支配が顧客に移転したと判断し、当該電力の供給量に応じて収益を認識しております。

また、「インテグレーションサービス」に係る収益は、開発した案件を納品し検収が完了した時点で履行義務が充足されるため、検収日時点で収益を認識しております。「アライアンスソリューション」のうち当社が開発したオンサイトソーラーを譲渡するものに係る収益についても、同様に、当該オンサイトソーラーを納品し検収が完了した時点で履行義務が充足されるため、検収日時点で収益を認識しております。

② エナジートレーディング事業に係る収益

エナジートレーディング事業に係る収益は、電源販売業者もしくは電力卸売市場から電力を調達し、当社の顧客に対して行う電力供給による収益であり、電力を供給した時点で収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約に係る取引価格で測定しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

③ ヘッジ方針

金利スワップ取引は、借入金の金利変動リスクを回避する目的で行っております。なお、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引においては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び期間

のれんの償却については、17年間の均等償却を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 資産除去債務

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

資産除去債務 4, 240, 438千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(ア)算出方法

PPAサービスのオンサイトソーラー及び事務所に係る原状回復義務等について、有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローを見積もっております。

当該有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローは、撤去業務を行う業者など第三者からの情報、事務所の賃貸借契約期間、オンサイトソーラーの契約期間等に基づき、見積り計算を行っております。

(イ)主要な仮定

資産除去債務の見積りの基礎となる主要な仮定は、有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フロー及び使用見込期間になります。有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローの見積りは、有形固定資産の撤去業務を行う業者等の第三者からの情報等に基づいております。使用見込期間は、PPAサービスのオンサイトソーラーの契約期間や事務所の賃貸借契約期間等に基づいて決定しております。

(ウ)翌年度の計算書類に与える影響

経済状況や市況による工事単価の変動、想定していない工事の発生等により、実際に生じた金額が見積り金額と異なった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損損失

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失	5,334千円
有形固定資産	29,941,170千円
無形固定資産	1,300,660千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(ア)算出方法

管理会計上の単位に基づいて資産のグルーピングを行っており、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについては減損損失の認識の判定を行い、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積り又は回収可能価額の見積りに基づき減損損失の計上の要否を判定しております。減損損失の認識の判定並びに減損損失の測定を実施した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失5,334千円を計上しております。

(イ)主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、過年度実績や施設の稼働状況、事業計画の売上高及び売上原価並びに回収可能価額の算定に用いられる割引率であります。

(ウ)翌年度の計算書類に与える影響

当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があります。実際の収支が見積りと異なった場合には、減損損失の計上に伴い、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 決算月の電力の検針日から期末日までの未検針期間の売上高の見積り計上

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高	524,404千円
-----	-----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(ア)算出方法

需要家による電力の使用によって発生する売上高は、検針日を基準として売上高を認識しておりますが、検針日と期末日が相違する場合は、決算月の検

針日から期末日までの未検収期間の売上高を合理的な見積りを用いて計上しております。

(イ) 主要な仮定

未検針期間の売上高の見積り額は、決算月翌月の検針日を基準とした売上高予算に、決算月の検針実績データを基とした未検針期間の割合を乗じて計算されます。未検針期間の売上高の見積りに用いた主要な仮定は、決算月翌月の検針日を基準とした売上高予算で使用される見積もり期間に相当する使用量及び販売単価であります。

(ウ) 翌年度の計算書類に与える影響

当該見積り及び当該見積りに用いた仮定について、実績との差異があった場合、翌事業年度の計算書類において算定される売上高の金額に影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	1,286,093千円
売掛金及び契約資産	165,035千円
計	1,451,129千円

② 担保に係る債務

一年以内返済予定の長期借入金	1,254,609千円
長期借入金	13,573,224千円
計	14,827,833千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 5,866,047千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	4,872千円
短期金銭債務	99,459千円

(4) 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントラインの総額	28,745,000千円
借入実行残高	21,536,678千円
差引額	7,208,322千円

(5) 財務制限条項

- ① 当社の株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとするリボルビング・クレジット・ファシリティ契約（契約日2023年11月27日）には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

ア) 決算期末日の単体貸借対照表の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日又は2023年6月に終了する決算期末日の当該金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持すること。

初回判定：2024年6月終了の決算期

イ) 決算期に係る単体損益計算書上の経常損失を計上しないこと。

初回判定：2024年6月終了の決算期

- ② 当社の株式会社みずほ銀行とのコミットメントライン契約（契約日2024年11月29日）には以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

ア) 本契約締結以降の各事業年度における単体決算において、経常損益を黒字に維持すること。

- ③ 当社の株式会社みなと銀行とのコベナント付融資に関する特約書（契約日2024年10月31日）には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

ア) 各事業年度末日における貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、直前期末日における貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

イ) 各事業年度末日における損益計算書に記載される経常損益（減価償却前）を2期連続して損失としないこと。

- ④ 当社の子会社でありました株式会社VPP Japanの株式会社みずほ銀行をエージェントとする限度貸付契約（契約日2020年2月7日、2023年2月24日）には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合には、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

ア) 2020年6月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を正の値に維持すること。

- イ) 2022年6月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。
 - ウ) 本契約に係る半年分の元利金支払相当額以上の金額を該当口座に入金し、以降、半年分の元利金支払相当額以上の金額が該当口座に積み立てられていることとなるよう、該当口座の残高を維持すること。
 - エ) 2022年6月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、本件売電事業に係るDSCR（元利金支払前キャッシュ・フロー／貸付にかかる元利金支払額）が2期連続で1.05を下回らないこと。
 - オ) 本契約に係る設備機器の一部又は全部について、売電が停止し、1年以上売電開始の目処が立たない場合（本件売電契約の締結先が本件設備機器を買取する場合を含む。）は、契約詳細に基づく金額を該当口座に入金し、残高を維持すること。
 - カ) 各月末日を基準日とする該当口座の残高につき、PPA事業によって発生した同一基準日における余剰売電債権額の合計額以上となるよう維持すること。
 - キ) 本契約締結以降、本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、条件を充足する場合でない限り、配当を行わないこと。
- ⑤ 当社の子会社でありました株式会社VPP Japanの株式会社三菱UFJ銀行との実行可能期間付タームローン契約（契約日2024年6月26日）には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合には、契約に従って担保設定を行い、その第三者対抗要件を具備する必要があるほか、連続する2期について当該条項に抵触した場合には、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
- ア) 決算期末日の単体貸借対照表の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日又は2023年6月に終了する決算期末日の当該金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持すること。
- 初回判定：2024年6月終了の決算期
- イ) 決算期に係る単体損益計算書上の経常損失を計上しないこと。
 - ウ) 2025年6月期決算以降の決算期のPPA事業に係るDSCR（元利金支払前キャッシュ・フロー／貸付にかかる元利金支払額）につき、1.20を下回らないこと。
- ⑥ 当社の株式会社東日本銀行との金銭消費貸借契約（契約日2024年9月30日）には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
- ア) 2025年6月期以降の各事業年度末における貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2024年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- イ) 2025年6月期以降、各事業年度における損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上しないこと。

- ⑦ 当社の日本生命保険相互会社との金銭消費貸借契約（契約日2024年11月29日）には、債権譲渡担保が設定されており、以下の事項に該当した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
- ア）2025年6月期以降の各事業年度末における貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2024年6月期末の金額のいずれか大きいほうの80%以上に維持すること。
 - イ）2025年6月期以降、各事業年度の損益計算書上の営業利益、経常利益のいずれかが損失となったとき。
 - ウ）2025年6月期以降、各事業年度において算出されるDSCRが1.25を下回ったとき。
- ⑧ 当社の株式会社りそな銀行との金銭消費貸借契約（契約日2025年3月24日）には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
- ア）各事業年度末における貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額の75%以上に維持すること。
 - イ）各事業年度における損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上しないこと。
 - ウ）各事業年度において算出されるDSCRが1.2以上を維持すること。
- ⑨ 当社の株式会社三菱UFJ銀行との実行可能期間付タームローン契約（契約日2026年6月25日）には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合には、契約に従って担保設定を行い、その第三者対抗要件を具備する必要があるほか、連続する2期について当該条項に抵触した場合には、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
- ア）決算期末日の単体貸借対照表の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日又は2025年6月に終了する決算期末日の当該金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持すること。
初回判定：2026年6月終了の決算期
 - イ）決算期に係る単体損益計算書上の経常損失を計上しないこと。
 - ウ）2027年6月期決算以降の決算期のPPA事業に係るDSCR（元利金支払前キャッシュ・フロー／貸付にかかる元利金支払額）につき、1.20を下回らないこと。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引

営業取引による取引高

仕入高 453,053千円

その他 20,237千円

(2) 固定資産の減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

① 減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類
愛知県碧南市	EV急速充電設備	建物
京都府与謝郡	太陽光発電設備	機械及び装置

② 減損損失の認識に至った経緯

当事業年度において、将来キャッシュ・フローを見込めない資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③ 減損損失の金額

建物432千円、機械及び装置4,902千円であります。

④ 資産のグルーピングの方法

管理会計上の単位に基づいて資産のグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

⑤ 回収可能性の算定方法

EV急速充電設備については、回収可能性が低いため、帳簿価額を1円まで減額し、減損損失として計上しております。

太陽光発電設備については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを次のとおり割り引いて算定しております。

太陽光発電設備 8.8%

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度 期 首	当事業年度 増 加	当事業年度 減 少	当事業年度末
普通株式(株)	32, 110, 000	—	—	32, 110, 000
計	32, 110, 000	—	—	32, 110, 000

(2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 4, 390, 000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、必要資金については主に銀行からの借入により調達しております。デリバティブは借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク及びリスク管理体制

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客や仕入先の信用リスクに晒されております。また、未収入金は、取引先企業の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制であります。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。当該リスクに関しては、適時に資金繰り計画を作成、更新するとともに、手元流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

借入金、長期未払金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、金融機関より金融商品に関する情報を収集し、定期的に借入先及び契約内容の見直しを行っております。

なお、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を行っております。ヘッジの有効性の評価については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」は現金であること及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しています。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
①長期借入金（※1）	18,363,585	18,361,088	△2,496
②リース債務（※2）	7,774,156	7,705,099	△69,056
負債計	26,137,741	26,066,188	△71,552

（※1）長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（※2）リース債務には、1年内返済予定のリース債務を含めております。

（※3）市場価格のない株式等は、上記表中には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式等	14,990

（注）1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	7,298,613	—	—	—
売掛金及び契約資産	4,698,840	—	—	—
合計	11,997,454	—	—	—

(注) 2. 短期借入金、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	400,000	—	—	—	—	—
長期借入金	1,792,619	1,722,494	2,291,119	1,462,687	1,365,094	9,729,568
リース債務	521,518	541,123	561,479	948,162	541,869	4,660,003
合計	2,714,137	2,263,618	2,852,599	2,410,850	1,906,964	14,389,571

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	18,361,088	—	18,361,088
リース債務	—	7,705,099	—	7,705,099
負債計	—	26,066,188	—	26,066,188

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、同一の残存期間で同条件のリース契約を締結す

る場合の金利を用いて、元利金の合計額を割り引いて算出しているため、その時価をレベル2に分類しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

長期前払費用償却	167,616千円
未払事業税	27,968千円
未払費用	4,755千円
賞与引当金	21,463千円
減価償却超過額	25,706千円
減損損失	12,813千円
資産除去債務	1,293,333千円
その他	76,524千円
繰延税金資産小計	1,630,180千円
評価性引当額	△621,717千円
繰延税金資産合計	1,008,463千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対する除去費用	△1,112,019千円
その他	△73千円
繰延税金負債合計	△1,112,092千円
繰延税金資産の純額（△は負債）	△103,629千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	報告セグメント		合計 (千円)
	GXソリューション (千円)	エナジートレーディング (千円)	
売上高			
顧客との契約から 生じる収益	13,468,928	12,230,696	25,699,624
外部顧客への 売上高	13,468,928	12,230,696	25,699,624

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約における履行義務の充足の時期及び取引価格の算定方法等については、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度	
	期首残高 (千円)	期末残高 (千円)
顧客との契約から生じた債権	3,815,655	4,121,995
契約資産	480,793	576,845
契約負債	80,819	102,155

契約資産は、主にエナジートレーディング事業における電力供給売上において、決算月の検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積り認識した未請求売掛金であります。契約資産は、次月の検針に基づく請求時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は、顧客からの前受金及び前受収益であります。契約負債は、履行義務を充足する前に顧客から受け取った前受額に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は80,819千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価額

当社において、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の簡便法を適用し、当初に予定される契約期間が1年以内の契約及び収益認識に関する会計基準の適用指針第19項に従って、履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価を当社が受け取る権利を有しており、その請求する権利を有している金額で収益を認識する契約について、注記の対象に含めておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 265円71銭

1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額	8,532,088千円
純資産の部の合計から控除する額	94千円
（うち新株予約権）	94千円
普通株式に係る当事業年度末の純資産額	8,531,994千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	32,110,000株

(2) 1株当たり当期純利益	60円42銭
1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純利益	1,940,242千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式に係る当期純利益	1,940,242千円
普通株式の期中平均株式数	32,110,000株

11. 重要な後発事象に関する注記

(一般募集による新株式の発行)

当社は、2026年7月29日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2026年6月25日及び2026年7月10日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2026年7月28日に払込が完了いたしました。

①募集方法 一般募集（ブックビルディング方式による募集）

②発行する株式の種類及び数 普通株式 2,689,000株

③発行価格 1株につき 770円

一般募集はこの価格にて行いました。

④引受価額 1株につき 708.40円

この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

⑤資本組入額 1株につき 354.20円

⑥発行価格の総額 2,070,530千円

⑦払込金額の総額 1,904,887千円

⑧資本組入額の総額 952,443千円

⑨払込期日 2026年7月28日

⑩資金の使途

PPAサービスに係る設備投資及び新規商材のシステム開発資金、基幹システム導入によるシステム開発資金等に充当する予定であります。

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2026年7月29日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2026年6月25日及び2026年7月10日開催の取締役会において、野村證券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2026年8月26日に払込が完了いたしました。

①募集方法 第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）

②発行する株式の種類及び数 普通株式 1,611,000株

- ③割当価格 1株につき 708.40円
- ④資本組入額 1株につき 354.20円
- ⑤割当価格の総額 1,141,232千円
- ⑥資本組入額の総額 570,616千円
- ⑦払込期日 2026年8月26日
- ⑧割当先 野村證券株式会社
- ⑨資金の使途

「一般募集による新株式の発行 ⑩ 資金の使途」と同一であります。

12. その他の注記

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- ① 当該資産除去債務の概要
主にPPAサービスのオンサイトソーラーに係る原状回復義務等であります。
- ② 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を各固定資産耐用年数と見積り、割引率は各年限の国債の利率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
- ③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	3,402,794千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	204,907千円
時の経過による調整額	50,236千円
見積りの変更による増加額	603,552千円
資産除去債務の履行による減少額	△21,052千円
期末残高	4,240,438千円

- ④ 資産除去債務の金額の見積りの変更
当事業年度において、オンサイトソーラーの契約期間等に伴い計上している資産除去債務について、直近の原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額603,552千円を資産除去債務として計上しております。なお、この見積りの変更による当事業年度の損益に与える影響額はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年9月1日

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 白 取 一 仁

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 大 角 博 章

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイ・グリッド・ソリューションズの2025年7月1日から2026年6月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制や企業の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年9月2日

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ 監査役会

常勤社外監査役 石 井 雅 之 ⑩

社 外 監 査 役 大 鹿 博 文

社 外 監 査 役 野 原 健太郎

社 外 監 査 役 鈴 木 亮 子

※当監査報告書は、監査役会議長の石井雅之による署名・押印、その他監査役による記名にて作成しております。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築することを目的に、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第20条（任期）につき所要の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、定款変更案第40条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、現行定款第40条（期末配当金）を配当に係る基準日に関する規定に変更し、内容が重複する現行定款第41条（中間配当金）を削除するものであります。
- (3) その他、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第19条（条文省略）	第1条～第19条（現行どおり）
（任期） 第20条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u>年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに 関する定時株主総会終結 の時までとする。 2 増員または補欠として選 任された取締役の任期 は、他の在任取締役の任 期の満了すべき時までと する。	（任期） 第20条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u>年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに 関する定時株主総会終結 の時までとする。 2 （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
第 2 1 条～第 3 9 条（条文省略）	第 2 1 条～第 3 9 条（現行どおり）
（新 設）	<u>（剰余金の配当等の決定機関）</u> 第 4 0 条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
（期末配当金） 第 4 0 条 当社は株主総会の決議によって毎年 6 月 3 0 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を支払う。 （新 設） （新 設）	（剰余金の配当の基準日） 第 4 1 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 6 月 3 0 日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年 1 2 月 3 1 日とする。 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（中間配当金） 第 4 1 条 当社は取締役会の決議によって、毎年 1 2 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 4 5 4 条第 5 項に定める剰余金の配当をすることができる。	（削 除）
第 4 2 条（条文省略）	第 4 2 条（現行どおり）

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名・報酬委員会の答申に基づき、改めて取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	あき た ともかず 秋田 智一 (1976年11月15日) 再 任	1999年4月 株式会社ミクプランニング入社 2009年7月 当社入社 2015年7月 当社エネルギープラットフォーム事業本部長 2016年9月 当社取締役エネルギープラットフォーム事業本部長就任 2018年7月 当社取締役エネルギー事業本部長就任 2019年3月 株式会社VPP Japan代表取締役就任 2019年7月 当社常務取締役エネルギー事業本部長就任 2020年7月 当社常務取締役就任 2020年7月 株式会社アイ・グリッド・ラボ代表取締役就任 2021年5月 当社代表取締役社長就任 (現任) (現在に至る)	25,000株
【取締役候補者とした理由】 秋田智一氏は、2016年の取締役就任以来、当社の事業拡大を担ってまいりました。2021年に当社代表取締役社長に就任し、経営の指揮を執っており、当社の持続的成長に貢献してまいりました。今後も、同氏のリーダーシップのもと、GXソリューション事業をはじめとする当社の事業成長及び企業価値向上に向けた職責を十分に果たしていただけるものと判断し、取締役の候補者としたしました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
2	ほん だ としゆき 本多 聰介 (1947年 2 月 27 日) 再 任	1969年 4 月 株式会社宣弘社入社 1973年 4 月 株式会社ミクプランニン グ取締役 企画・営業担当就任 2000年 4 月 株式会社モメンタム・エ ムアイケイ 取締役副社 長就任 2004年 9 月 当社代表取締役社長就任 2006年10月 当社代表取締役会長就任 2013年 8 月 当社代表取締役社長就任 2019年12月 株式会社VPP Japan取締 役就任 2021年 5 月 当社代表取締役会長就任 2023年 8 月 公益財団法人三千年の未 来会議評議員就任 (現 任) 2025年 9 月 当社取締役会長就任 (現 任) (現在に至る)	60,000株
【取締役候補者とした理由】 本多聰介氏は、当社の創業者であり、長年にわたり、代表取締役社長及び代表取締役会長として当社事業の成長を牽引してまいりました。現在は取締役会長として、関連省庁及びエネルギー業界に対する対外的活動並びに社内における企業文化の醸成に係る職責を十分に果たしていることから、引き続き職務を適切に遂行いただけるものと判断し、取締役の候補者といたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
3	か た ぎ た ろ う 加田木 太朗 (1981年12月16日) 再 任	2006年4月 株式会社ミクプランニング入社 2011年9月 当社入社 2019年7月 株式会社VPP Japan事業開発本部長 2020年2月 株式会社VPP Japan取締役就任 2021年11月 当社執行役員 2022年9月 当社取締役執行役員就任 2024年2月 当社取締役執行役員事業戦略室長就任 2024年6月 当社取締役執行役員マーケティング部長就任 2025年7月 当社取締役執行役員（事業戦略・マーケティング管掌）就任 2026年8月 当社取締役執行役員（GXインテグレーション管掌）就任（現任）	—
【取締役候補者とした理由】 加田木太朗氏は、2011年に当社へ入社し、当社の新規事業推進に携わってまいりました。2022年に当社取締役に就任後も、当社の中核事業であるGXソリューション事業の責任者として、その職責を十分に果たしていることから、引き続き職務を適切に遂行いただけるものと判断し、取締役の候補者といたしました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
4	かわ の ゆうすけ 川野 裕介 (1982年10月23日) 再 任	2007年4月 JPモルガン証券株式会社 入社 2013年3月 アント・キャピタル・パ ートナーズ株式会社入社 2023年4月 当社入社 執行役員経営 企画室長 2023年12月 当社取締役執行役員経営 企画室長就任 2025年6月 当社取締役執行役員（経 営企画・情報システム管 掌）就任 2026年8月 当社取締役執行役員（経 営企画・事業戦略・コー ポレートIT管掌）就任 （現任） （現在に至る）	100,000 株
【取締役候補者とした理由】 川野裕介氏は、投資銀行及びPEファンドでの経験並びに出資先企業での豊富な経営経験を活かし、当社入社以来、経営企画部門を統括しており、2023年12月より取締役を務めております。現在は、経営企画領域を中心とした職責を十分に果たしていることから、引き続き職務を適切に遂行いただけるものと判断し、取締役の候補者といいたしました。			

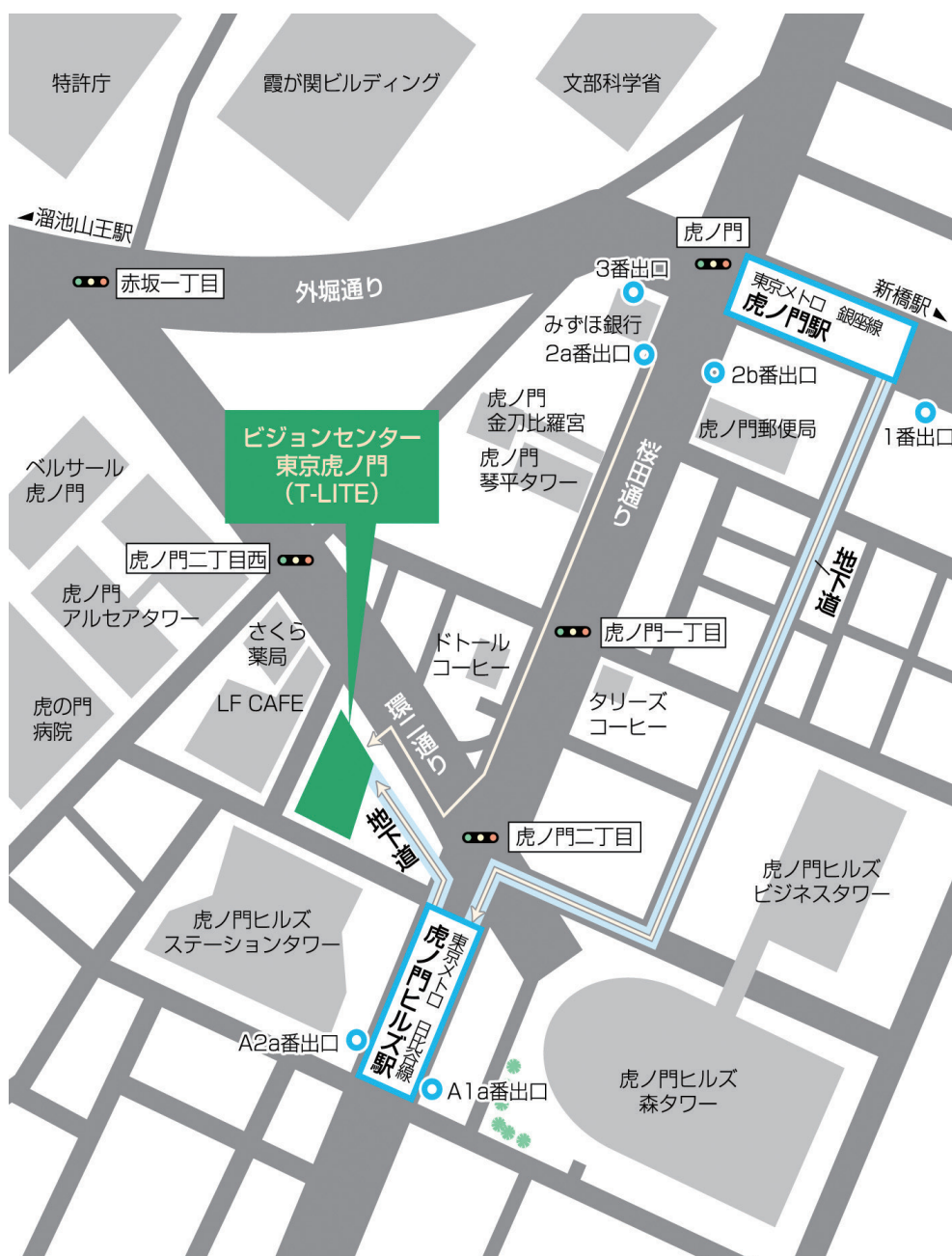
候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
5	ありむら としひで 有村 俊秀 (1968年11月10日) 再 任 社 外 独 立	2000年4月 上智大学経済学部講師 2004年4月 上智大学経済学部助教授 2011年4月 上智大学経済学部教授 2012年4月 早稲田大学政治経済学術 院教授（現任） 2016年4月 早稲田大学環境経済経営 研究所所長（現任） 2021年7月 当社社外取締役就任（現 任） 2023年4月 株式会社大和証券グルー プ本社サステナビリティ 推進委員会委員（現任） 2023年11月 パリ政治学院客員研究員 （現任） 2024年9月 独立行政法人経済産業研 究所ファカルティフェロ ー就任（現任） （現在に至る）	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 有村俊秀氏は、大学教授、研究所所長及び審議会委員としての経験等を通じ、環境経済及び政策分野に関する相当程度の知見を有しております。これまで会社経営に直接関与した経験はありませんが、これらの知見・経験に基づき、当社の経営全般に関する有益な助言・提言及び客観的な立場からの経営監督機能を発揮することを期待し、社外取締役の候補者といたしました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
6	むらかみ よういち 村上 洋一 (1973年8月11日) 再 任 社 外	1997年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2021年9月 当社社外取締役(現任) 2024年4月 伊藤忠商事株式会社電力・環境ソリューション部門企画統括課長 2026年4月 株式会社IBeeT代表取締役社長兼CEO就任(現任) (現在に至る)	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 村上洋一氏は、電力・環境ソリューション分野を中心とする業界に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの知見・経験に基づき、当社の事業戦略及び経営全般に関する有益な助言・提言並びに客観的な立場からの経営監督機能を発揮することを期待し、取締役の候補者といたしました。			
7	いのうえ ほくと 井上 北斗 (1980年1月27日) 再 任 社 外 独 立	2004年4月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 2015年7月 株式会社SHV代表取締役就任(現任) 2018年9月 株式会社W TOKYO社外取締役就任(現任) 2019年3月 株式会社ブロードエンタープライズ社外取締役就任(現任) 2022年9月 当社社外取締役就任(現任) (現在に至る)	250,000 株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 井上北斗氏は、金融業界における長年の経験及び他社における社外取締役としての豊富な経験を有しております。これらの知見・経験に基づき、当社の経営全般に関する有益な助言・提言及び客観的な立場からの経営監督機能を発揮することを期待し、取締役の候補者といたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
8	いわさき まさと 岩崎 真人 (1958年11月6日) 再任 社外 独立	1985年4月 武田薬品工業株式会社入社 2010年6月 同社コーポレートオフィサー 2012年1月 Takeda Pharmaceuticals International Inc. Chief Medical and Scientific Officer's Office Chairman of Office 2012年6月 同社取締役就任 2015年4月 同社ジャパンファーマビジネスユニットプレジデント就任 2021年4月 同社日本管掌 2021年6月 同社代表取締役就任 2023年6月 公益社団法人経済同友会 経済・財政・金融・社会保障委員会委員長 株式会社Rock&Company代表取締役就任(現任) 2023年7月 株式会社経営共創基盤 (現 株式会社IGPIグループ) シニア・エグゼクティブ・フェロー就任 (現任) 2024年6月 オリンパス株式会社社外取締役就任(現任) 2024年12月 当社社外取締役就任(現任) (現在に至る)	
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 岩崎真人氏は、武田薬品工業株式会社における企業経営の豊富な経験と高い見識に加え、グローバル化、M&A及び組織再編を主導した経験を有しております。また、他社における社外取締役としての経験も有しており、これらの知見・経験に基づき、当社の経営全般に関する有益な助言・提言及び客観的な立場からの経営監督機能を発揮することを期待し、社外取締役の候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者との間に特別の利害関係はありません。
2. 有村俊秀氏、村上洋一氏、井上北斗氏、岩崎真人氏は会社法に定める社外取締役候補者であります。
3. 有村俊秀氏、村上洋一氏、井上北斗氏、岩崎真人氏は現在当社の社外取締役であり、それぞれの社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって、有村俊秀氏は5年2か月、村上洋一氏は4年11か月、井上北斗氏は3年11か月、岩崎真人氏は1年8か月となります。
4. 当社は、有村俊秀氏、井上北斗氏、岩崎真人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定して届け出ております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員に指定する予定であります。
5. 村上洋一氏は、2026年4月より伊藤忠商事株式会社から株式会社IBeeTへ出向し、代表取締役に就任しております。
6. 有村俊秀氏、村上洋一氏、井上北斗氏、岩崎真人氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 取締役候補者の所有する当社株式数は、2026年6月30日現在の状況を記載しております。
9. 有村俊秀氏は2026年9月30日をもってパリ政治学院客員研究員を退任予定であります。

株主総会会場のご案内図



ビジョンセンター東京虎ノ門 5階 501C

東京都港区虎ノ門二丁目4番7号 T-LITE

TEL : 090-9148-6182 (施設直通)

日比谷線「虎ノ門ヒルズ駅」直結

銀座線「虎ノ門駅」地下通路 徒歩5分/2a番出口徒歩4分